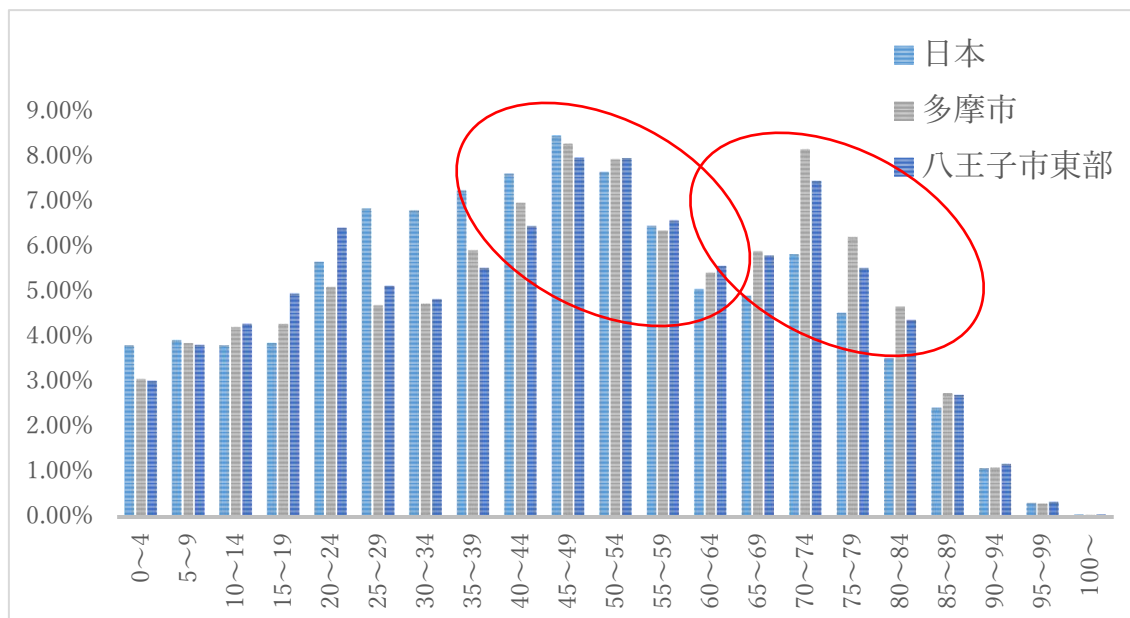


孤独・孤立に陥っている方に対し
相談や社会参加を支援する事業
～ 事業実績報告書 ～

社会福祉法人草むら

1. 広い年齢層でのひきこもりの多い地域特性

社会福祉法人草むらの位置する多摩ニュータウン地域は東京のベッドタウンとして、50年頃前より入居が始まった。その頃の入居者は団塊の世代を中心に現在65歳～84歳となっており、その子供世代も40歳～60歳となっている。親が現役世代で元気な頃は、子どもがひきこもり、仕事につけていなくても支えられていたものが、支えられない年齢となり、いわゆる4070問題から5080問題、更には6090問題にまで進んできている。また、孫世代の20歳代のひきこもりや生活困窮・就労困難の相談も増え、広い年齢層での相談、多問題の相談が多いのが特徴となっている。



年齢別人口比（2020年3月末総務省統計データ）

殺の原因・動機（令和2年内閣府統計データ）

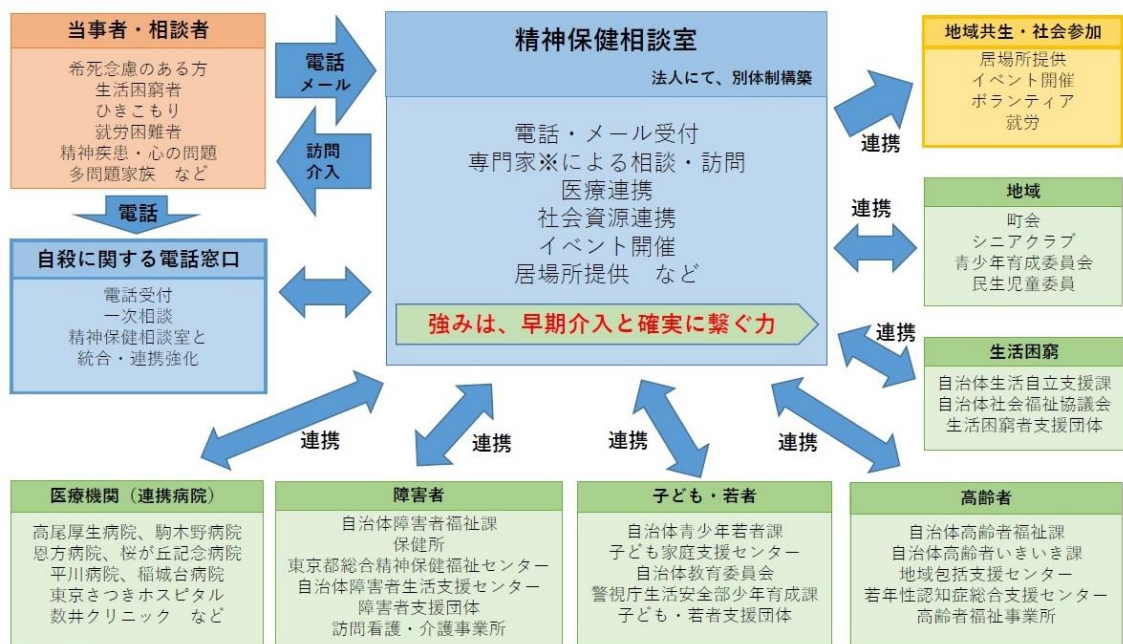
2. 事業の設立経緯と内容

法人設立時より、本人・家族・連携機関（警察署、自治体、訪問医・訪問看護・訪問介護・自治会・民生児童委員・大学・青少対・地域包括支援センター・相談支援センター・社会福祉協議会など）などから、ひきこもり・生活困窮・就労困難などに関する問合せや相談がかなり多い状況が続いた。特定相談支援事業所にて計画相談を受ける体制はあったものの、相談の多くは、障害福祉サービスの利用を希望するものではなく、障害に該当しない、いわゆる社会や制度の狭間に苦しむ方の相談であった。対応に苦慮する中、連携する精神科病院や施設の協力を得て、令和2年に連携関係にある精神科専門医、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、相談支援専門員などによるボランティアチームを構築し『精神保健相談室』として開設し、そういった相談に対応しました。地域に浸透するなか、相談の範囲は他県にもおよび、件数も増大し、また、新型コロナウイルス感染拡大による相談の増加で受けきれない状況になる中、令和3年4月より常勤の専門職員を2名配置し対応していましたが、新型コロナウイルス感染拡大が続く中、生活困窮者や自殺念慮のある方が増えていることから、更に非常勤の専門職員を追加投入し対応しています。精神保健相談室では、電話・メールなどにより、本人・家族・連携機関（警察署、自治体、訪問医・訪問看護・訪問介護・自治会・民生児童委員・大学・青少対・地域包括支援センター・相談支援センター・社会

福祉協議会など) などから相談を受け、事例に応じて専門スタッフが面談・訪問など対応致します。特徴としては、精神科専門医による相談や訪問により、早急な自殺の危機回避が行え、必要に応じて早期に医療に繋げることが可能な点が挙げられます。また、自治体、医療機関、警察、自治会、民生児童委員、大学、青少対、地域包括支援センター、社会福祉協議会などと最低月 1 回の連絡会を開催し、生活困窮者、就労困難者、ひきこもりなどの情報交換を行い、早期介入と確実に社会資源に繋ぐことを可能としています。

更に令和 3 年度より開始した『いのちの電話』には WAM より助成を頂けることとなり体制を強化し、対応時間も延長することができました。

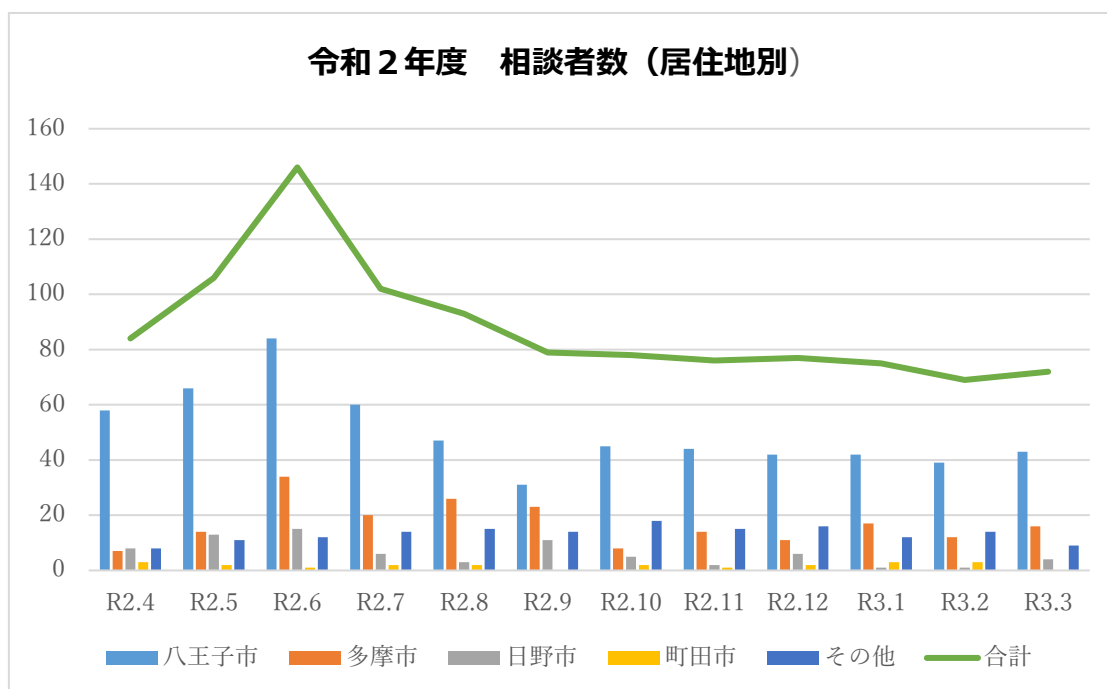
孤独・孤立に陥っている方に対し相談や社会参加を支援する事業 イメージ

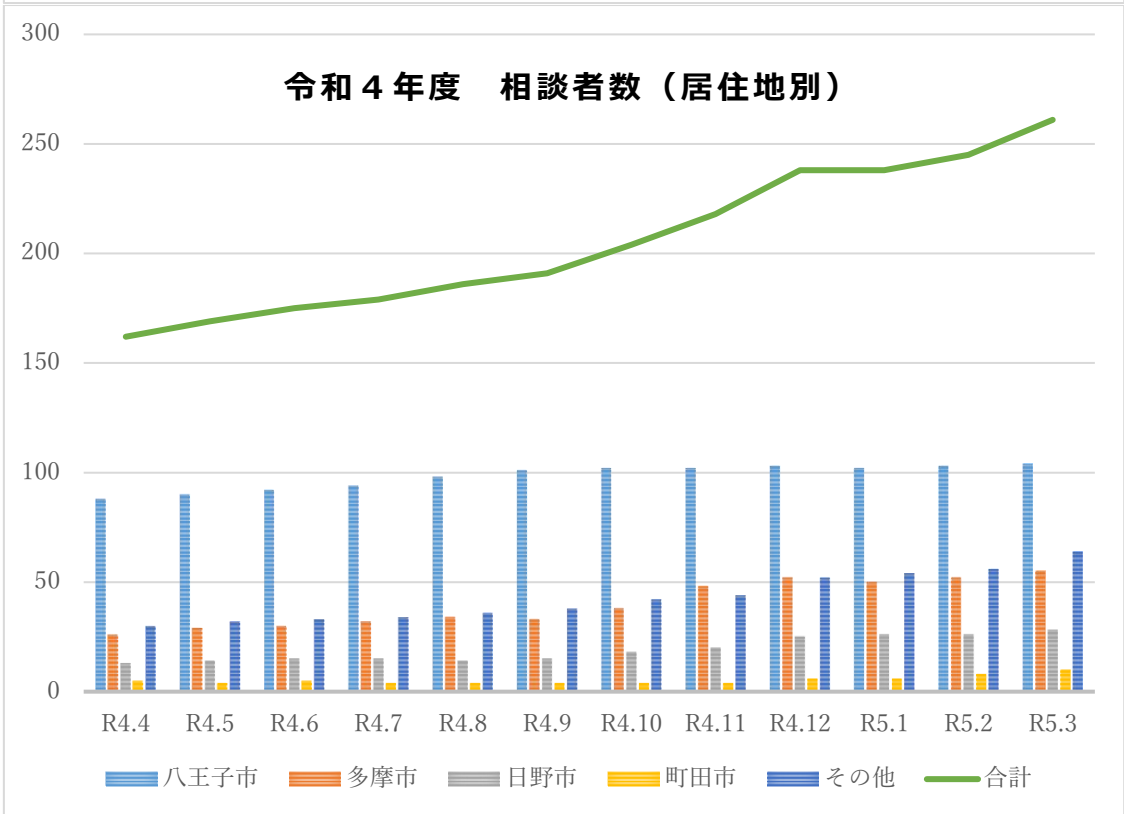
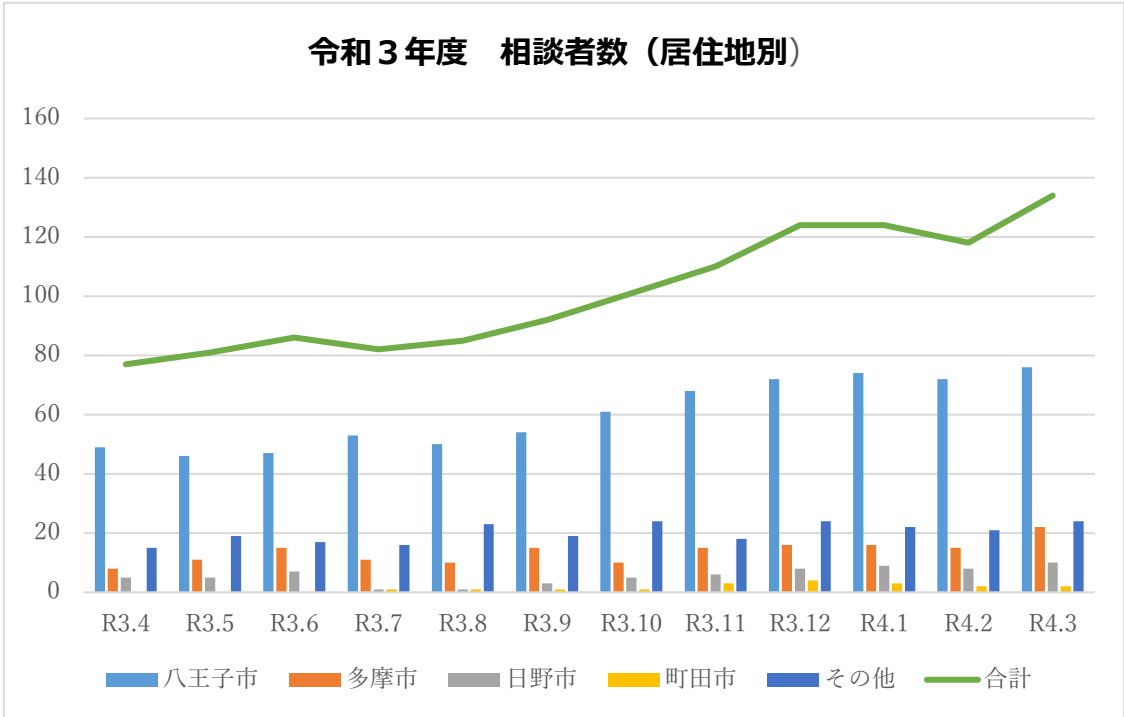


※専門家
連携している精神科専門医、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員 など

3. 相談実績状況

相談者数は、新型コロナウイルス感染拡大・緊急事態宣言などの心理的ストレスから令和2年4月～6月に急増し、その後、自粛生活で活動が制限されると次第に相談者数は減少した。しかし、東京オリンピックによる高揚感と感染状況のおさまりに伴う人流増加とともに相談者数は増加している。

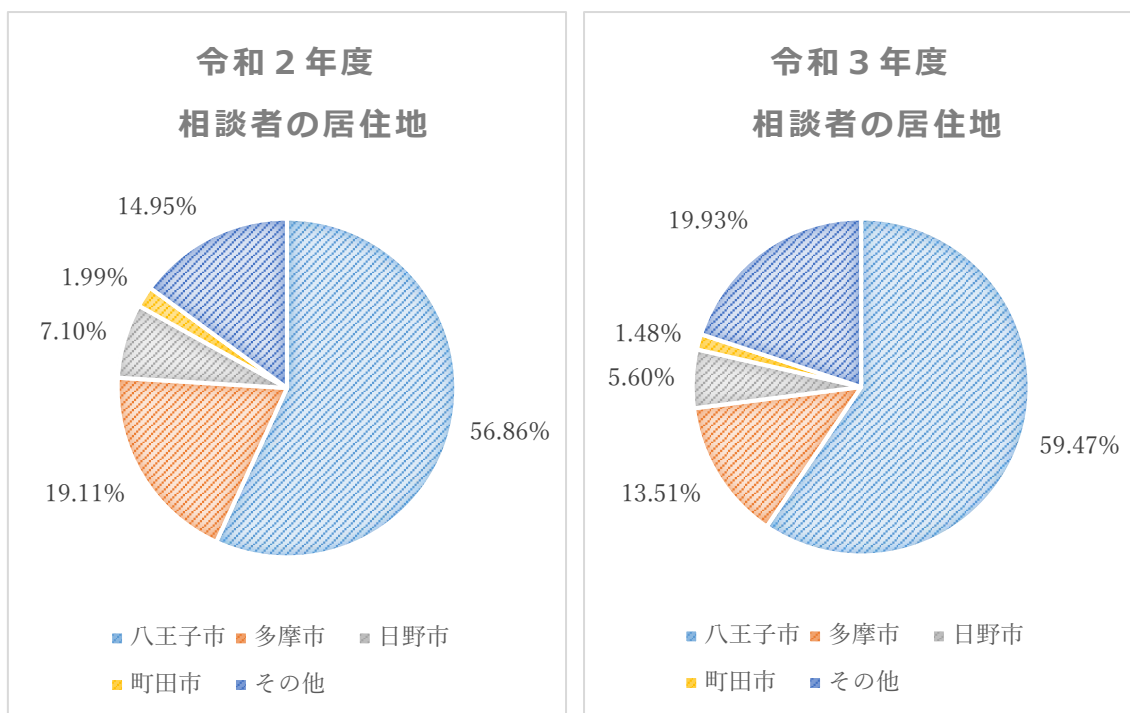


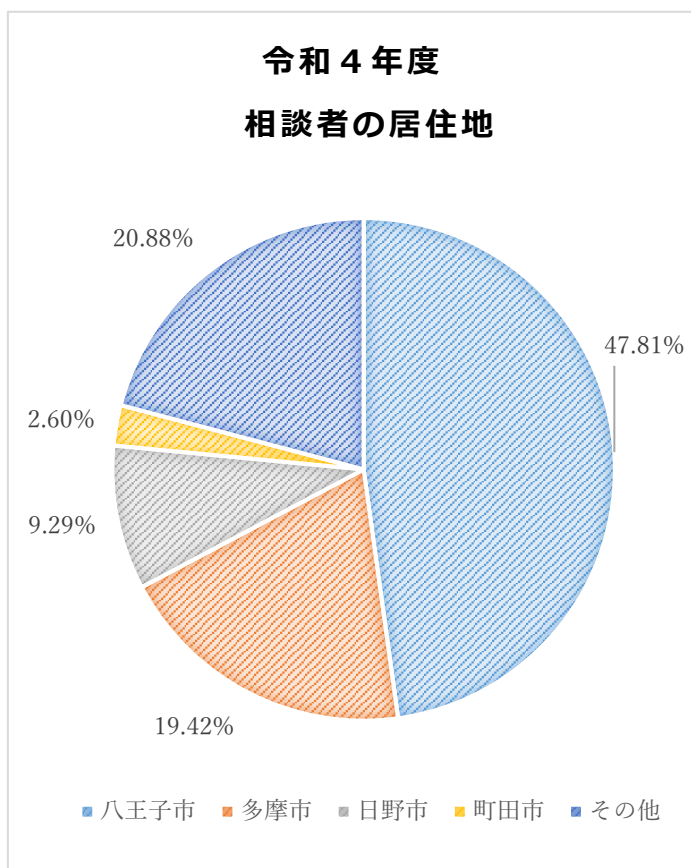


緑の折れ線が、全体の相談者数の推移を示しているが、新型コロナウイルスが最初に発生した令和2年6月頃に跳ね上がっているのがわかる。

続いて、令和3年2月を底に、相談者数が増加しているのが見て取れる。

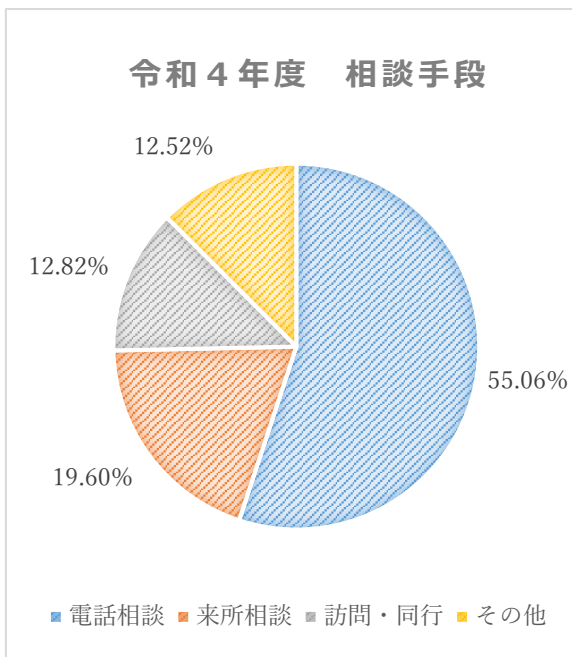
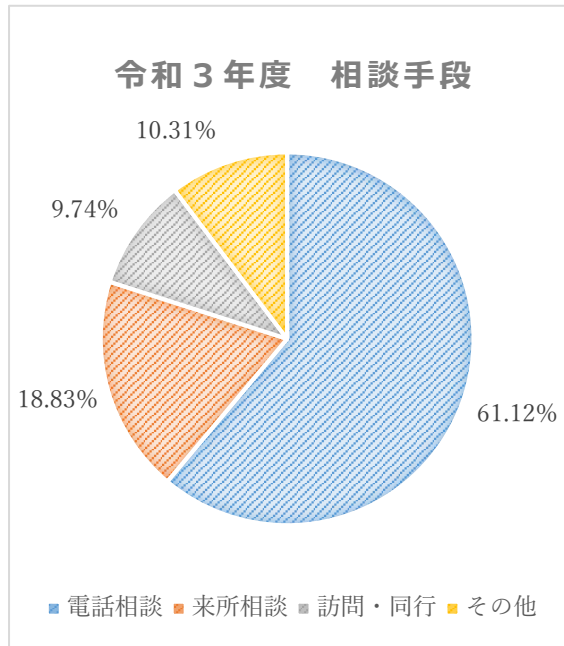
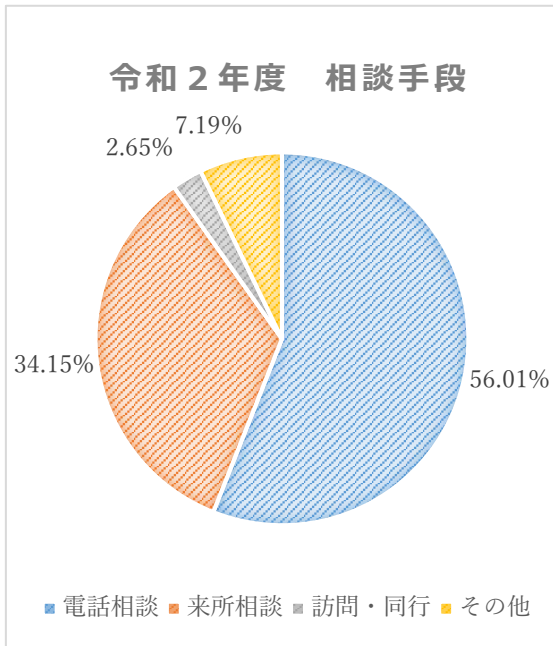
更に相談者数は増え続け、令和3年10月に月100件を超え、1年後の令和4年10月には月200件を超え、地域に浸透するに従って、相談件数は増え続けている。また、相談地域は、八王子市、多摩市、日野市、町田市だけでなく、他の地域も万遍なく増加し、特にその他の地域の増加は顕著で、神奈川県など相談地域の広がりがうかがえる。





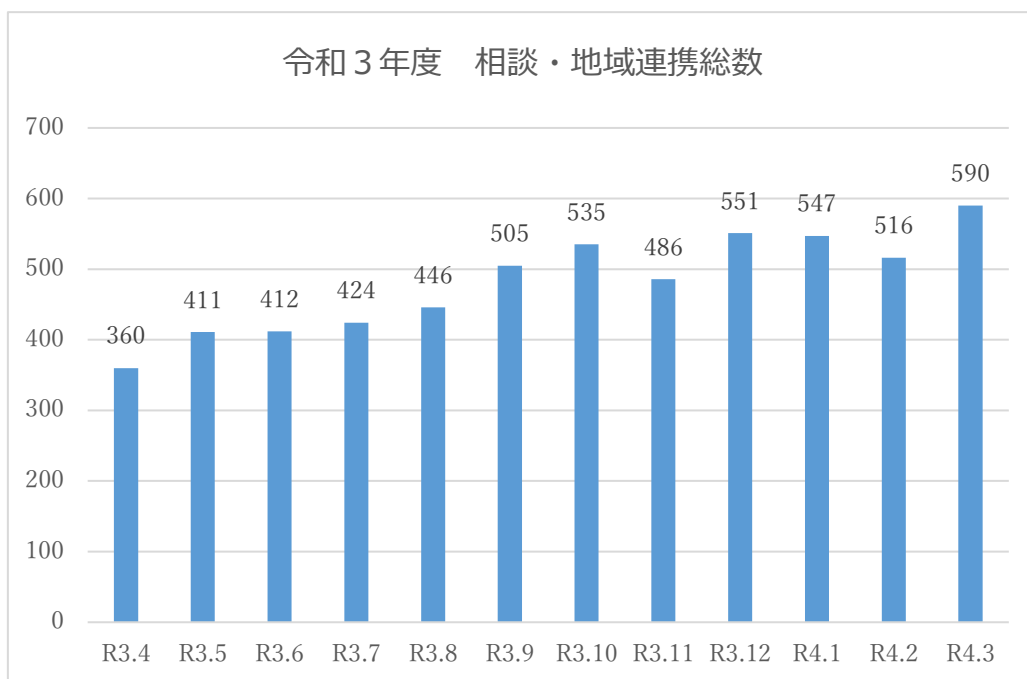
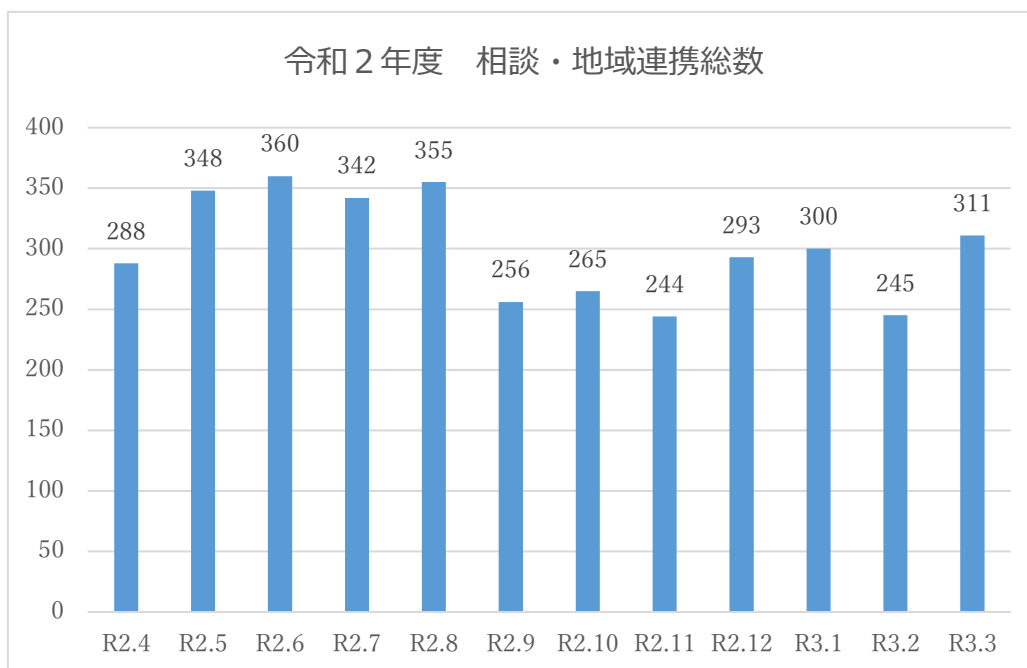
相談者の居住地は、発足当初、八王子市が約6割、多摩市・日野市などの近隣市で約2割、都心部や神奈川県など更に周辺地域が約2割となっていた。しかし、令和3年度、令和4年度と地域に浸透する中、令和4年度には、八王子市は5割を割り、他の地域の方が多くなった。また、多摩ニュータウン以外の地域からの相談が増え、神奈川県からの相談も増えている。

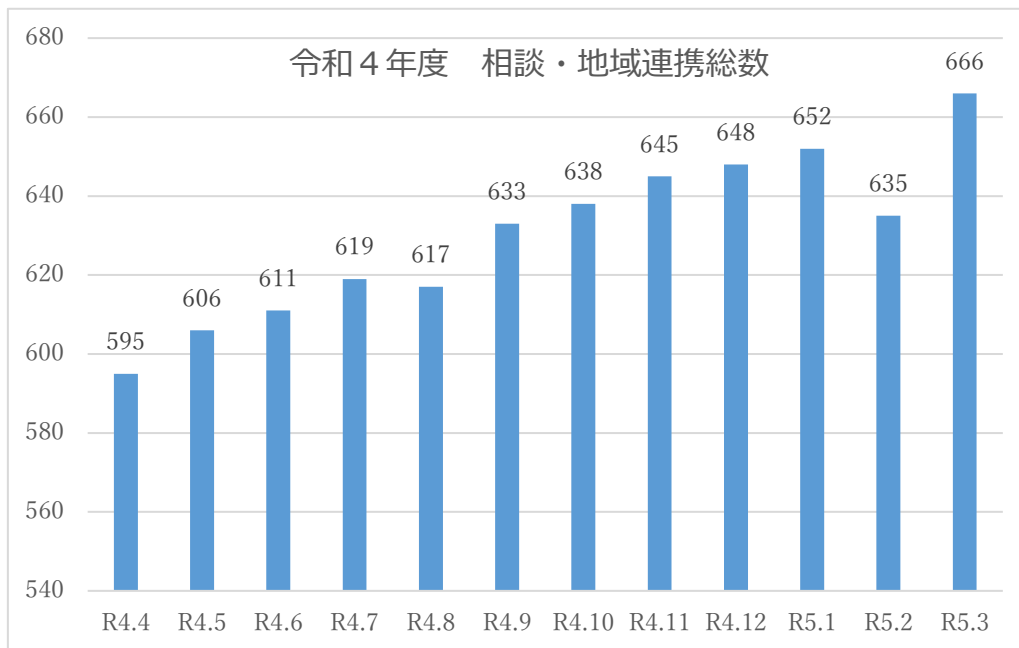
また、相談手段として、発足当初、電話が約6割、来所が約3割で、訪問や同行などが残りの1割となっていたが、令和4年度には、訪問やその他の手段が2割を超え、電話から当事者本人により近いところを訪れることが多くなってきた。



相談とそれに伴う地域連携数は、新型コロナウイルス感染拡大、それに伴う緊急事態宣言下での自粛生活中もそれほど落ち込みはなく、感染状況が長引くにしたがって、その数は増加する傾向となっている。また、感染者数が低下し、人々

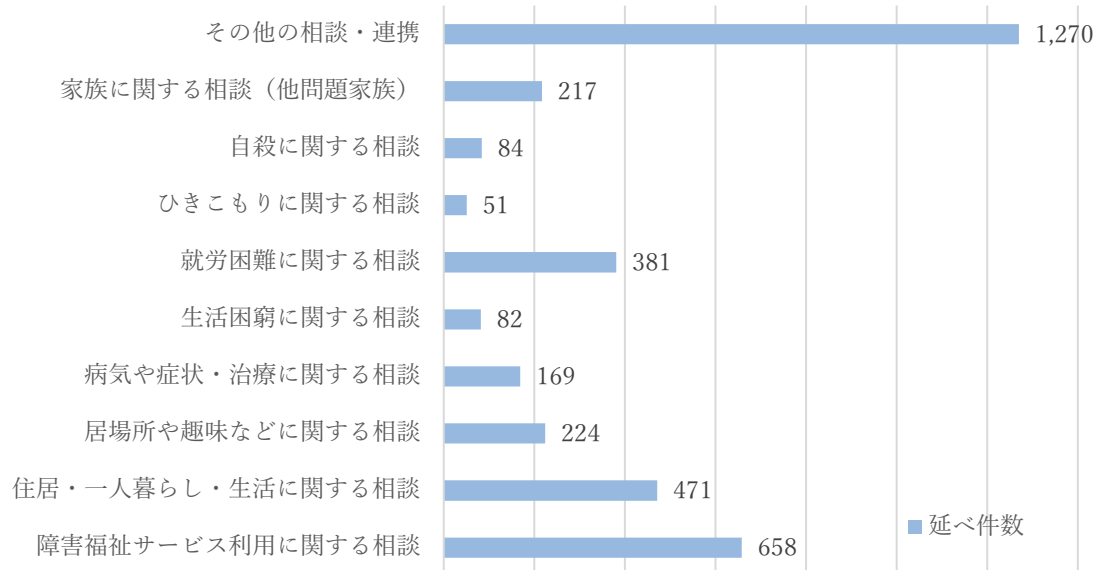
が外出し始めるに従い、障がい福祉サービス利用を希望される方や就労したいと思える人が急増している。更に、本人だけでなく家族も含めた多問題も増えており、相談からの連携数は増加する傾向にある。



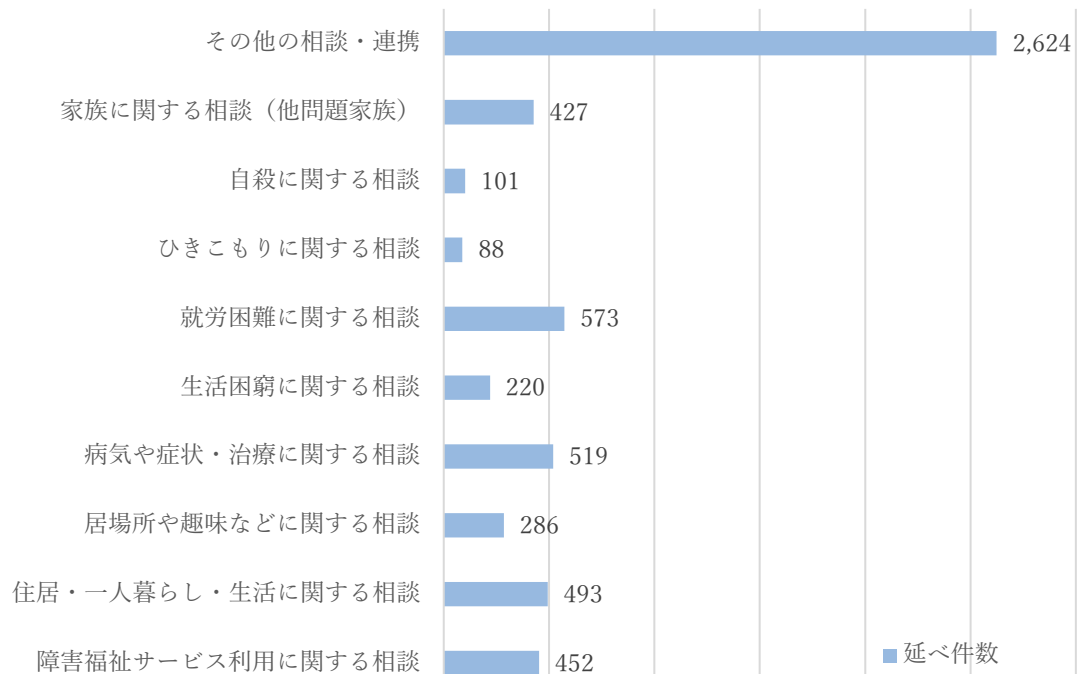


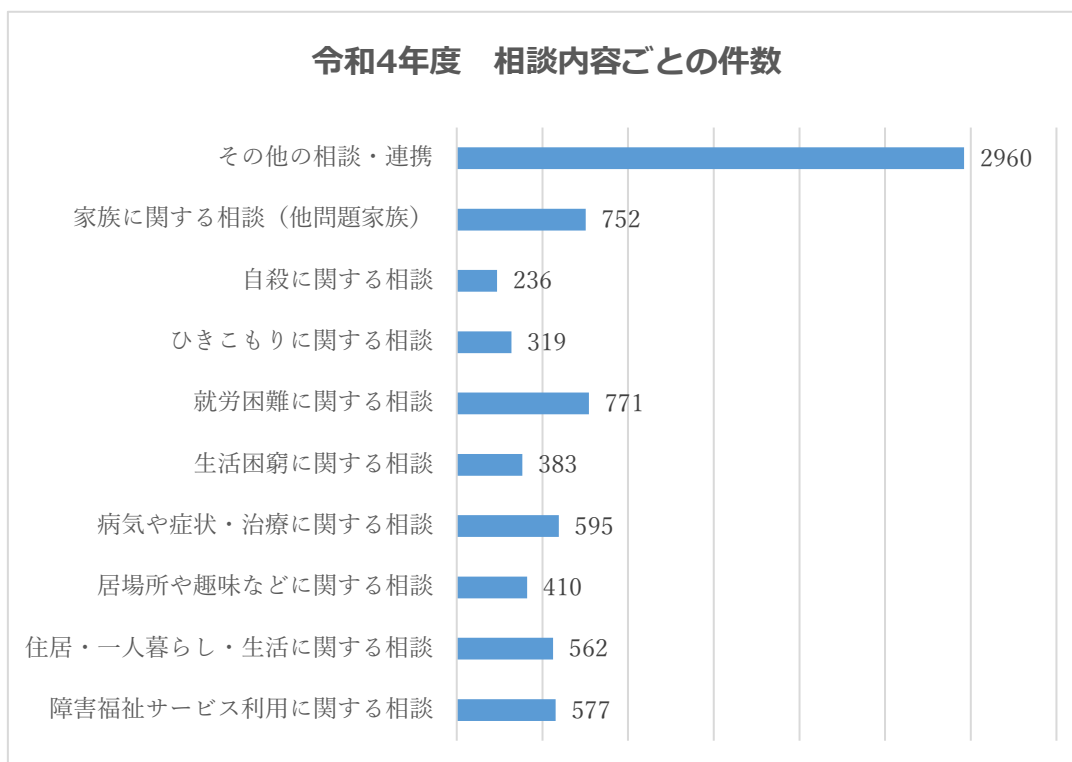
相談内容としては、生活困窮や就労困難、ひきこもり、居場所や趣味、家族問題など、福祉サービス利用以外の相談がかなりの比率を占め、自殺に至る可能性のある難しい相談ケースが増えている。特に、精神保健相談室が地域に浸透してきたこと、自殺の電話窓口を増設したことから、自殺やひきこもりの相談数は、令和3年度に比べ令和4年度は2倍以上の相談数となった。また、令和4年度は、相談総数に占める、自殺・ひきこもり・生活困窮・就労困難・家族問題の比率が、令和3年度 25%から 33%に大幅に増えている。精神保健相談室の信頼感がアップしただけでなく、地域で困窮する方が増えていることが要因と考えられる。

令和2年度 相談内容ごとの件数



令和3年度 相談内容ごとの件数





4. 電話などによる相談以外の事業実績

①精神科専門医による定期面談（予約制）

◇面談 毎週金曜日及び毎月第一月曜日の 10:00～18:00 に開催

事例により、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門家も同席し

状況により、即時に医療や福祉に繋げることが可能

②専門スタッフ（看護師、社会福祉士、精神保健福祉士など）による面談

◇面談 相談者の希望により随時実施。法人の専門職だけでなく連携して

いる病院や施設職員によるボランティアチームにより対応。

③自殺電話窓口（平日 8 時～22 時 固定電話 2 台、携帯電話 1 台で対応）

◇常時設置し、事例により専門スタッフに繋げる。

④生き生き人生相談会（基本は、毎月第 3 木曜日開催）

制度の狭間に苦しむ方、孤独・孤立の陥る方、生活困窮者、就労困難者、

若年性認知症など今の生活に苦しんでいる方を対象に開催。

精神科専門医の個別相談にも対応する。

⑤朝食会（毎週火曜日 7 時～9 時開催）

孤独・孤立の陥る方、生活困窮者などを対象に開催。毎回 30 名前後の方

が利用する評判の良い朝食会で、当事者や高齢者のボランティアスタッ

フも多数参加されている。令和 5 年度より八王子市のモデル事業として

委託されることとなった。

⑥その他イベント

制度の狭間に苦しむ方、孤独・孤立の陥る方、生活困窮者、就労困難者、

若年性認知症など様々な方が参加できるイベントを隔月ペースで実施。

合唱会、ヨガなどのイベントを実施した。

⑦発達障害児とその親に向けたイベント（毎月第 3 日曜日開催）

発達障害児と親を対象に『クリエイティブ音楽ムーブメント』を実施。

特に孤立する親が繋がりを持てることに重きを置いて実施している。

5. 事業成果

新型コロナウイルス感染拡大により、今までの生活環境が大きく変わる方が増えている。それまで『落ち着く』『居心地の良い』居場所に他のプレイヤーが入ってきて、『落ち着かない』『居心地の悪い』居場所となってしまうている。また、新型コロナウイルス感染が長期化するなか、経済的にも精神的にも困窮し、不安が世の中に充満している。困窮が長引くことで、エネルギーが低下し、突然、誤った判断をされることもある。エネルギーが低下している方を探し出し、早急に『居心地のよい』『安心できる』居場所に繋げることが、今、一番必要なことと考える。

令和3年度の相談総数は、5,783件となり、その多くは、本人からの電話以外の、地域や連携する医療、福祉、自治体関係からの経路となっている。

令和4年度の『精神保健相談室』への相談総数は、7,565件と大幅に増えており、本人から直接の電話も増えている。しかし実際、自殺に近いと感じる相談は、本人からの『自殺したい』との電話より、他の経路や相談内容によるものであることが多い。令和4年度の『自殺』『ひきこもり』に関する相談数は、555件と全体の7.3%に過ぎない。しかし、全体の8割を占める『居場所』『病気』『生活困窮』『就労困難』『家族』『その他』などを相談される人の方が、本人にとって深刻で、早急に適切な対応が取られないと、そういった方向に向かう危険性を感じ

じている。

全国の自治体や団体がおこなっている『いのちの電話』は、一時的な『自殺に至る高まり』を抑えるためには有効で、自殺数の低減に大変寄与しており、必要な資源と考えている。しかし、更にこういった状況を減らすには、更に、本人や地域に入っていく必要があると考えている。

『精神保健相談室』は、『電話相談』で連絡を待つだけでなく、地域や周辺からの情報で、積極的な介入を行っている。そして、確実に、本人と会話し、希望する社会資源や居場所に繋げている。また、医療が必要な方は、精神科専門医の訪問診療を当日でも行える体制を取っており、『一時的な高まり』に対する緊急な対応を行うだけでなく、継続して抑えられるよう、『繋げる』ことに重点を置いて対応している。『精神保健相談室』で相談を受けた人の中で、その後、自殺に至った人はいない。しかし、相談件数がまだ増加しているということは、まだまだ地域のそういった声を汲みきれていないということと認識し、更に積極的に地域に住む、制度や社会の狭間で苦しむ方たちを探していく必要があると考えている。年間 7,500 件以上の相談を受け、その相談を受けた人のなかに自殺に至る方がいないのが、一番の実績だと考えおり、今後も、自殺に至る人が出ないよう、丁寧に対応していきたいと考えている。